

アマゾン税という ネット時代の難問

支店、出張所等の事業所、工場、作業所などをPE（恒久的施設）といい、日本国内にPEを持たない外国法人は日本国への申告、納税義務がなく、PEを持つ場合には日本国内で発生する所得が課税対象となります。

米国アマゾン・ドット・コムは日本国内にPEを置かないまま日本顧客との売買契約を直接結び、米国で売上を計上しているとして、日本国への法人税納付義務がないものとしていましたが、東京国税局はアマゾン子会社の日本法人がPE機能を果たしているとして、追徴課税処分をしました。

アマゾン社は08年度年次報告書でその課税処分を公

表しており、それによると、追徴税額は加算税を含め、約1億1900万ドルで、当時のレートで140億円前後です。また、課税を不服として、日米二国間協議を申請しました。amazonの日本国内での競争優位は相当なものです。その原因がここにあったことは確かなようです。

ところで、ネットamazonで書籍を注文すると、価格は消費税込みの額になっています。法人税の納税義務はないとしているのに、消費税の納税義務があることは認めているのです。日米租税条約では消費税は条約の対象税目になっておらず、また、消費税法の納税義務者は日本国内で課税取引をする「事業者」

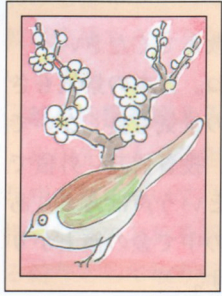
としか規定されていないので、外国法人でも、PEがなくても、消費税に関しては納税義務を回避できないのです。

目を転ずると、アマゾン・ドット・コムについては米国内においても課税問題で話題になっています。

ネット通販業の場合、米国売上税（地方消費税）を課せるのは法制上、本社を置くワシントン州などに限られるとの過去の判例から、他の州において不公平感が強くなっていったところでした。

それで、各州の州財政の悪化と、ネットショッピングの利用拡大が動因となって、本社所在地州ではない米国各州で、インターネット小売業への課税を強化する動きが広がっており、法廷闘争になっているところもあります。業界最大手のアマゾン・ドット・コムに因んで「アマゾン税」と呼ばれています。

季節の変わり目、立春、立夏、立秋、立冬それぞれの前日が節分なのですが、今では節分といえは立春の前日を言います。春は隣に來ていますが、まだまだ寒い日が続きます。
「節分やちろ〜燃ゆるのっぺ汁 鬼城」
1日から贈与税。16日から所得税確定申告の受付が始まります。いずれも3月15日までです。
4日立春、19日雨水。



悲観主義者はすべての好機の中に困難を見つけてるが、楽観主義者はすべての困難の中に好機を見いだす。
(ウインストン・チャーチル)

2月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○贈与税の申告(2月1日より3月15日まで)		○1月分個人住民税特別徴収分の納付	10日
○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日		
○所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月15日まで)	16日より		
○12月決算法人の確定申告	29日	○12月決算法人の確定申告	
○6月決算法人の中間(予定)申告	〃	○6月決算法人の中間(予定)申告	
	(地方条例による)	○固定資産税、都市計画税の納付	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。